
第二次 国分寺市

地球温暖化防止行動計画

平成24年4月

国分寺市

目 次

1	計画策定について	1
1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画策定の目的	2
1-3	計画の位置づけ	2
2	計画の対象範囲	3
2-1	対象の温室効果ガス	3
2-2	対象の範囲	3
2-3	計画期間	3
3	市の事務及び事業における温室効果ガスの排出状況と特性	5
3-1	温室効果ガスの排出状況	5
3-2	温室効果ガスの削減目標の達成状況（第一次計画）	5
3-3	温室効果ガスの排出状況の特性	7
3-4	温室効果ガスの対象施設の整理・取扱	8
3-5	温室効果ガスの排出量の算出方法	10
4	温室効果ガスの排出削減目標	12
5	温室効果ガスの排出削減のための取組	17
5-1	省エネルギー・省資源の取組	17
5-2	その他の取組（啓発活動等）	23
6	計画の推進	24
6-1	推進体制	24
6-2	点検・評価の体制	24
6-3	取組の公表	24
6-4	今後の取組	24

【参考資料編】

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	他	25
----------------------	---	----

1 計画策定について

1-1 計画策定の背景

人の日常生活や生産活動に伴って発生する二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスは大気中にとどまり、地球から放出される熱を妨げる働きがあります。

この温室効果ガスの濃度が増加すると、地球全体が暖まり、永久凍土の融解による海面上昇、干ばつや洪水などの異常気象が発生し、動植物や人類に悪影響を及ぼします。このことが地球温暖化問題です。

気象庁によると、日本は過去100年間で平均気温が約1.0～1.2℃上昇(20世紀の世界平均気温約0.7℃上昇)し、今後100年間は2～5℃上昇すると予測されています(21世紀末までに)。近年、都市部ではゲリラ豪雨の発生頻度が増え、河川の氾濫や崖崩れ、床上浸水などの被害が出ています。

国際的に地球温暖化問題に取り組むため、「気候変動に関する国際連合枠組条約(以下、「条約」と呼びます。)」が平成4年(1992年)5月に決まり、日本も同年6月に署名、平成5年(1993年)5月に受け入れ、条約は平成6年(1994年)3月に始まりました。

平成9年(1997年)12月に京都で開催された条約の第3回締約国会議(COP3)では、温室効果ガス〔二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)〕を減らす目標が「京都議定書」として決まり、平成17年(2005年)2月、「京都議定書」の発効が始まりました。

現在、「京都議定書」において、日本は温室効果ガスの総排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の間に平成2年(1990年)レベルから6%削減(※)」するとの目標を定め、取り組んでいます。

(※)HFC、PFC、SF₆については平成7年(1995年)を基準とすることができます。

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、地方公共団体の事務及び事業における温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定・公表等が義務付けられています。

本市は平成18年3月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(以下、「第一次計画」と呼びます。)を策定し、市の事務及び事業に係る温室効果ガスの削減に取り組んできました。

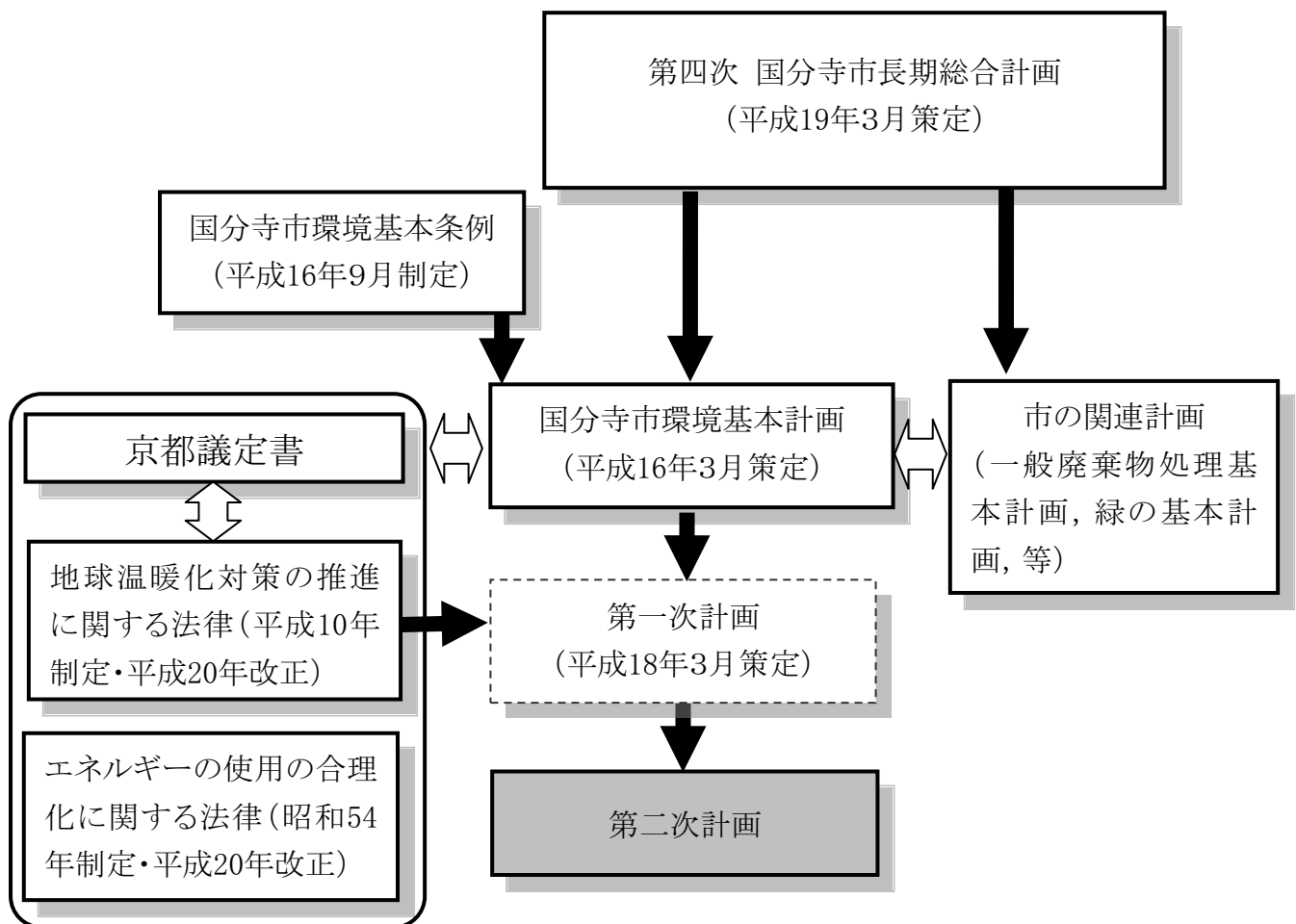
今般、第一次計画の計画期間が平成23年度で終了するため、次期の計画として、第二次国分寺市地球温暖化防止行動計画を定めるものです。

1-2 計画策定の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、地方公共団体の義務として、市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するため、第二次地球温暖化防止行動計画(以下、「第二次計画」と呼びます。)を策定するものです。

1-3 計画の位置づけ

本計画は地球温暖化防止に向けて、市が事業者(地方公共団体)として率先して庁内で取り組むための計画であり、環境基本計画や市の関連計画(一般廃棄物処理基本計画等)、各課における個別の取組などと連携し、計画を推進していきます。

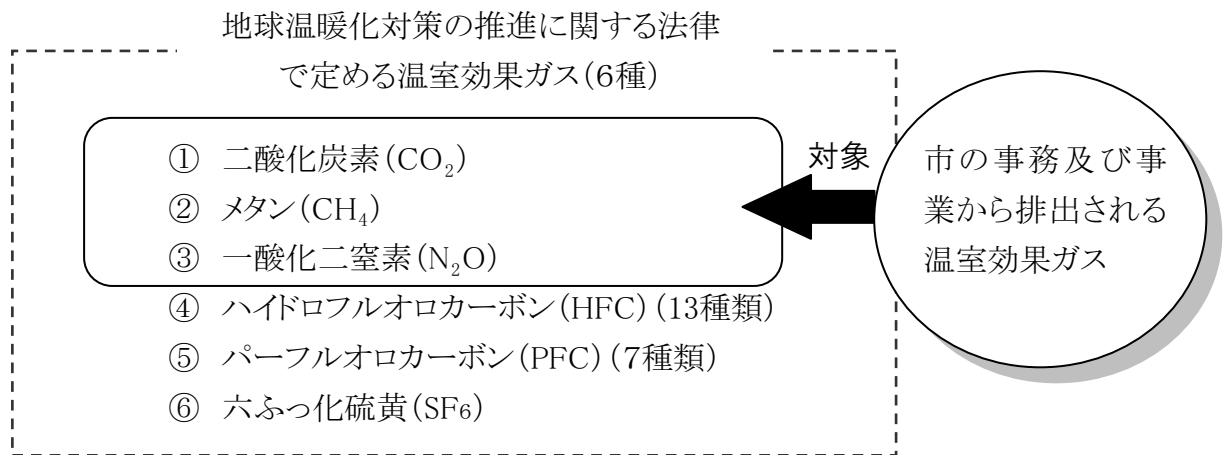


2 計画の対象範囲

2-1 対象の温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で規定している温室効果ガスは以下の6種類となっています。

このうち、市の事務及び事業からは、④ハイドロフルオロカーボン、⑤パーフルオロカーボン、⑥六ふっ化硫黄を排出しないため、①二酸化炭素(CO₂)、②メタン(CH₄)、③一酸化二窒素(N₂O)の3種類の温室効果ガスを対象とし、これらの排出量の削減を目指します。



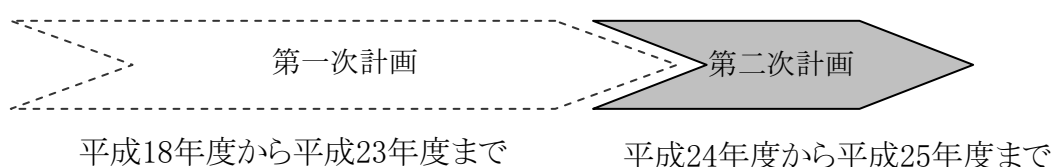
2-2 対象の範囲

本計画の対象の範囲は、市の事務及び事業から排出される温室効果ガス(CO₂, CH₄, N₂O)を対象とします(指定管理者等を含む)。ただし、道路・公園・自転車駐車場の照明灯は、防犯面などの理由から温室効果ガスの削減が難しいため除外します。

計画期間中に新たに設置した施設は除外します。なお、施設を廃止した場合は、廃止以降、当該施設から温室効果ガスが発生しないため削減したものと見なします。

2-3 計画期間

計画期間は、平成24年度から平成25年度までの2年間とします。



【参考】温室効果ガスの主な発生源

温室効果ガス	主な発生源
①二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガスであり、産業、民生、運輸部門などにおける石炭、石油等の燃焼(電気などのエネルギー消費)に伴い発生します。 ※市では、灯油、重油、液化石油ガス(LPG:ここではプロパンガスのことを指します)、電気、都市ガスの使用や、一般廃棄物の焼却などによって発生しています。
②メタン (CH ₄)	燃料の燃焼(ガソリン、軽油など)、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどに伴い発生します。 ※市では、庁用車の使用や一般廃棄物の焼却、浄化槽などによって発生しています。
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、自動車の排出ガス、廃棄物の焼却、工業プロセスなどから発生します。 ※市では、庁用車の使用や一般廃棄物の焼却、浄化槽などによって発生しています。
④ハイドロフルオロカーボン (13種の HFC)	代替フロン的一种として生産量が増加しており、スプレー製品の噴射剤、エアコンなどの冷媒用などに使用されています。 ※市ではHFCを排出する事務及び事業はありません。
⑤パーフルオロカーボン (7種の PFC)	電子部品や電子装置などの機密性のテストのために使用する不活性液体で、半導体の洗浄用などに使用されます。 ※市ではPFCを排出する事務及び事業はありません。
⑥六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変圧器などに封入され、電気絶縁用ガスとして使われた後、機器の点検や廃棄時に排出されます。 ※市ではSF₆を排出する事務及び事業はありません。

3 市の事務及び事業における温室効果ガスの排出状況と特性

3-1 温室効果ガスの排出状況

第一次計画について、平成18年度から平成22年度までの5年間、市の事務及び事業から排出された温室効果ガスの排出量(※二酸化炭素換算)は以下のとおりです。

温室効果ガス排出量の推移(平成18年度～平成22年度)

年度	排出量	増減率(16年度比)	第一次計画の目標の達成状況
平成16年度	20,439.2	基準年度	—
平成18年度	21,046.9	3.0%増	未達成
平成19年度	21,119.4	3.3%増	未達成
平成20年度	22,893.0	12.0%増	未達成
平成21年度	19,240.7	5.9%減	未達成
平成22年度	15,159.6	25.8%減	達成
目標値 (第一次計画)	19,212.9	※平成16年度比6%減	—

単位:t-CO₂(トン・シーオーツー)

3-2 温室効果ガスの削減目標の達成状況(第一次計画)

平成22年度の温室効果ガスの排出量は15,159.6t-CO₂であり、第一次計画の目標の19,212.9トン(平成16年度比6%削減)を達成することができました(25.8%減)。

当該年度は猛暑でエアコンの使用増加により多くの施設で温室効果ガスの排出量が増えました。

しかし、ごみの減量推進、ごみの分別により燃やせるごみに混入している廃プラスチック量の削減、公共施設の改修工事等による施設利用の中止、浄水場の東京都への移管などにより、市全体としては温室効果ガスの排出量が大きく減少しました。

施設別の温室効果ガスの排出量の推移(平成18年度～平成22年度)

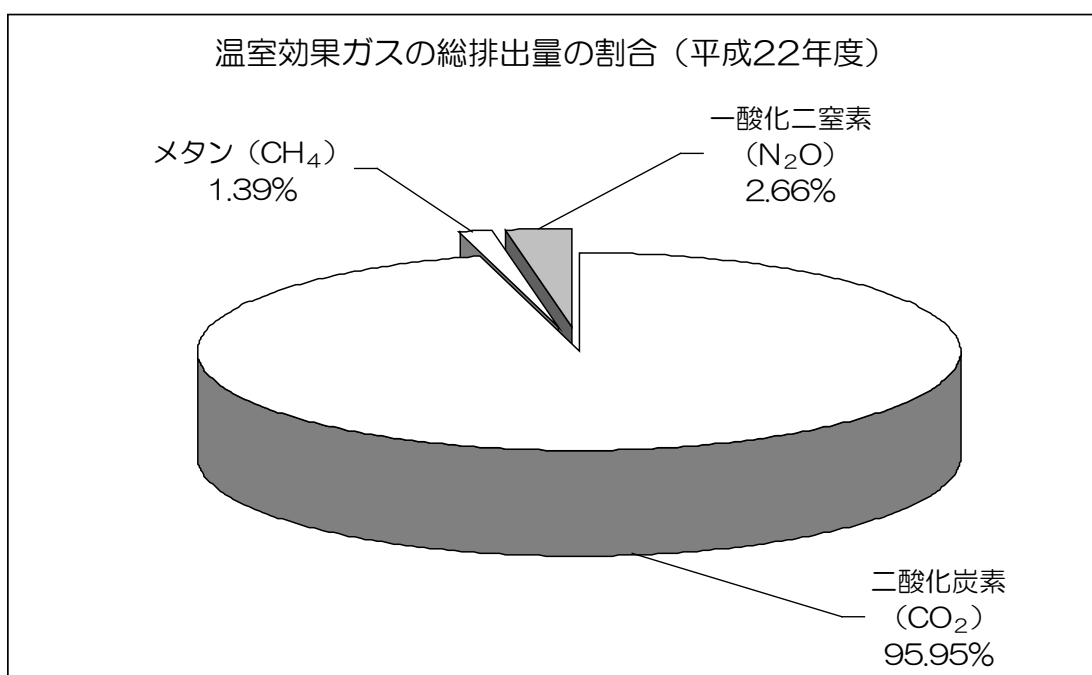
部	課	対象施設	平成18年度排出量 (t-CO ₂)	平成19年度排出量 (t-CO ₂)	平成20年度排出量 (t-CO ₂)	平成21年度排出量 (t-CO ₂)	平成22年度排出量 (t-CO ₂)	基準年度(H16)排出 量 (t-CO ₂)	平成22年度対基 準年 (H16) 度 比 (%)
総務部	総務課	市庁舎全体	359.8	387.3	285.9	299.0	358.1	394.7	-9.3
		市営住宅							
	くらしの安全課	消防団詰所(6分団)	5.9	7.2	7.4	8.0	8.7	5.1	72.7
市民生活部	市民課	北口サービスコーナー	4.0	3.8	3.6	3.3	3.3	3.9	-14.5
	文化のまちづくり課	いずみホール	87.9	87.1	101.3	95.7	104.2	91.7	13.6
		Lホール	22.8	23.1	21.5	23.8	23.0	25.5	-10.0
	協働コミュニティ課	地域センター(6施設)	90.2	94.7	86.3	87.7	95.1	99.0	-4.0
		公会堂							
福祉保健部	福祉計画課	いずみプラザ	159.3	168.0	184.3	177.8	188.8	168.5	12.0
	生活福祉課	福祉センター	180.4	196.5	188.8	186.9	116.0	202.8	-42.8
	障害者相談室	障害者センター	180.5	175.4	175.7	172.6	189.9	176.4	7.7
	健康推進課	いきいきセンター	6.9	7.0	7.0	7.0	8.3	6.6	27.2
	高齢者相談室	高齢者生きがいセンター	2.6	3.1	2.8	2.9	3.2	3.0	7.9
子ども福祉部	保育課	保育園(7園)	116.4	124.5	124.0	146.0	152.5	126.7	20.3
	子育て支援課	学童保育所(7施設)	67.2	76.1	79.1	69.4	82.3	50.5	63.1
		児童館(4館)							
	子育て相談室	子ども家庭支援センター	28.6	31.5	29.0	26.6	28.9	33.7	-14.4
		こどもの発達センターつくしんぼ							
環境部	ごみ対策課	清掃センター	14,957.1	14,633.2	16,627.9	15,100.5	10,918.4	13,972.3	-21.9
	水道課	浄水所	2,100.3	2,281.2	2,033.0			2,384.8	-100.0
都市開発部	国分寺駅周辺整備課	国分寺駅周辺開発事務所	92.2	124.6	276.9	277.1	179.8	70.4	155.6
		西国分寺駅周辺開発事務所							
教育委員会	庶務課	小学校(10校)	1,346.8	1,415.2	1,396.6	1,419.2	1,511.2	1,332.7	13.4
		中学校(5校)							
	社会教育・スポーツ振興課	ひかりプラザ	279.1	297.6	298.2	299.1	314.5	298.1	5.5
		市民スポーツセンター	375.9	376.1	378.5	364.3	364.0	354.5	2.7
		市民テニスコート							
		市民室内プール							
		戸倉野球場							
		本多武道館							
	ふるさと文化財課	文化財保存館	14.5	13.1	18.9	24.3	28.8	22.7	26.9
		文化財資料展示室							
		民俗資料室							
		武蔵事務所							
		執務室							
	公民館・図書館	公民館・図書館	565.1	590.1	563.1	446.4	477.3	611.8	-22.0
全車両		全車両	3.3	3.0	3.1	3.0	3.1	3.9	-20.4
総排出量		総計	21,046.9	21,119.4	22,893.0	19,240.7	15,159.5	20,439.3	-25.8

※平成19年度に西国分寺駅周辺開発事務所が国分寺駅周辺整備課に統合され、平成21年度に浄水場が東京都へ移管されたため水道課が廃止されました。

3-3 温室効果ガスの排出状況の特性

温室効果ガス別の排出量

平成22年度における市の事務及び事業から排出された温室効果ガスの種別は以下のとおりです。



ガス別	発生源	二酸化炭素換算年間排出量(kg-CO ₂)	構成比(%)
CO ₂	灯油	81,453.405	0.537306718
	A重油	35,691.246	0.235437013
	液化石油ガス(LPG)	19,983.799	0.131822968
	都市ガス	921,817.145	6.080759222
	電気使用量(一般電気事業者)	4,676,397.263	30.84781612
	一般廃棄物焼却	8,810,255.667	58.11677911
CH ₄	自動車	113.197	0.000746701
	一般廃棄物焼却	37.613	0.000248113
	廃棄物の埋立処分	134,048.320	0.884248641
	下水処理・し尿処理・浄化槽	75,927.600	0.500855789
	その他	499.205	0.003293001
N ₂ O	自動車	2,988.390	0.019712891
	一般廃棄物焼却	346,496.176	2.285659178
	下水処理・し尿処理・浄化槽	53,605.200	0.353606261
	その他	258.968	0.001708278
合計		15,159,573.193	100

市の事務及び事業のうち、温室効果ガスの年間排出量(二酸化炭素換算)が一番多いのは、一般廃棄物の焼却によるもので、全体に占める割合は約60.4%(CO₂とN₂Oの合計)となっています。次に、電気使用量による排出割合は約30.8%であり、都市ガスは約6.1%と続きます。

二酸化炭素(CO₂)の地球温暖化係数(温室効果の影響)を1とした場合、メタン(CH₄)は21、一酸化二窒素(N₂O)は310となります。

CO₂換算とは、それぞれのガスに地球温暖化係数を乗じてCO₂相当量を計算するものです。

3-4 温室効果ガスの対象施設の整理・取扱

第一次計画の計画期間中、組織改正や、東京都への浄水場の移管、東元町公会堂の廃止などにより対象の施設数に変化が生じました。

このことから、平成24年1月1日時点で把握している施設を整理し、新たに対象となる施設を加えます。ただし、道路・公園・自転車駐車場の照明灯は防犯面などの理由から対象外とします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、「省エネ法」と略します。)では、市長部局と教育委員会がそれぞれ特定事業者(※1)に指定されています。このため、国へ電気・ガス等のエネルギー使用量を報告し、省エネの取組や省エネ機器の導入の検討などを行っていますが、本計画では市の事務及び事業として一元化して扱います。

省エネ法では、いずみプラザのように市の事務所以外に、医師会やケアサービスなど民間事業所が入所している場合は、施設全体をエネルギー削減の対象としています。

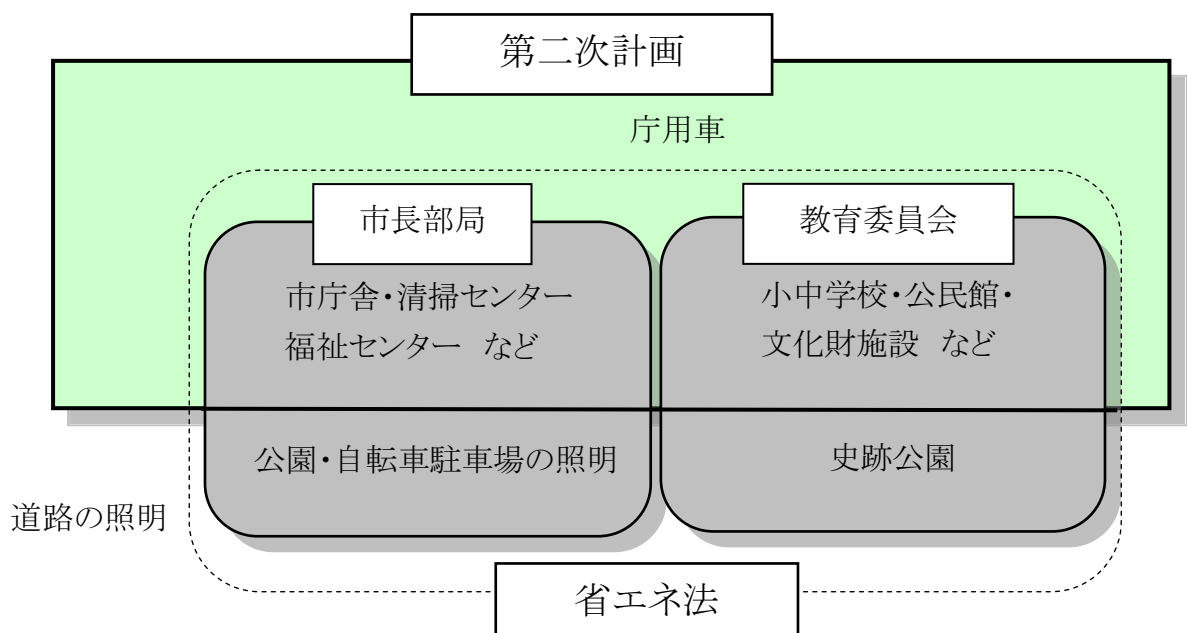
しかし、本計画では市の事務及び事業を対象としていることから、前述のような複合施設の場合は、市の事務所のみを対象とします。

(※1)特定事業者とは・・・省エネ法において年間原油換算で1,500kL(キロリットル)使用している事業者を特定事業者指定し、定期的にエネルギー使用量の報告とともに、エネルギー管理体制の整備、空調設備等の運転管理マニュアルを定めた管理標準の策定、省エネ設備機器の導入の検討を計画し、エネルギー消費原単位(※2)で年1%以上削減に努めることになっています。国分寺市は市長部局及び教育委員会がそれぞれ省エネ法に基づき、平成22年度から特定事業者指定されています。

(※2)エネルギー消費原単位とは・・・「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」を「エネルギー使用量」で除した値のこと。工場の場合、消費原単位＝エネルギー使用量／生産数量(売上高)などが考えられます。

本市(市長部局)のエネルギー消費原単位は、エネルギー使用量／建物床面積で計算しています(廃棄物中間処理施設である清掃センターの場合は、消費原単位＝エネルギー使用量／ごみの処理量)。

■省エネ法との対象範囲の違い(イメージ図)



(施設の新設・廃止の取扱)

今後、施設の新設や廃止により施設数の増減が考えられます。

新設した施設は本計画の対象には含めませんが、省エネ法の対象になることから、施設管理者には温室効果ガス削減に取り組むよう書面等で協力を要請します。

また、施設を廃止した場合は、廃止以降、当該施設から温室効果ガスが発生しないため削減したものと見なします。

(指定管理者・公設民営施設の取扱)

指定管理者制度を活用している(活用する)施設や公設民営の施設(恋ヶ窪保育園等)は市の事務及び事業であることから、当該管理者には温室効果ガス削減に取り組むよう書面等で協力を要請します。

3-5 温室効果ガスの排出量の算出方法

下記は温室効果ガスの排出量を算出するための計算式です。エネルギー使用量や一般廃棄物処理量に温室効果ガスの排出係数を乗じて、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の排出量をそれぞれ算出します。

最終的にはCO₂排出量換算として集計するため、メタン(CH₄)排出量×21(CO₂換算係数)、一酸化二窒素(N₂O)排出量×310(CO₂換算係数)を乗じて、これらの排出量と二酸化炭素(CO₂)排出量を合わせて、温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算量)を計上します。

市では環境省の温室効果ガス算定ソフト Ver.2(2005年)を活用して排出量を計算します。

なお、温室効果ガスの排出係数は年ごとによって変化しますが、削減量の推移を比較するため、計画期間中は、第一次計画で使用していた排出係数(※次ページ表に係数の代表例を掲載)を用います。

【計算式】

(燃料使用の場合)

$$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{エネルギー使用量(電気・ガスなど)} \times \text{排出係数(エネルギー別)}$$

(自動車の走行の場合)

$$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{自動車の走行距離数 (km)} \times \text{排出係数(車種で異なる)}$$

(一般廃棄物焼却の場合)

$$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{燃やせるごみの中に混入しているプラスチックごみ焼却量} \times \text{排出係数}$$

$$\text{CH}_4\text{排出量} = \text{一般廃棄物の焼却量(t)} \times \text{排出係数}$$

$$\text{CO}_2\text{排出換算量} = \text{CH}_4\text{排出量} \times 21(\text{換算係数})$$

(一般廃棄物焼却の場合)

N_2O 排出量 = 一般廃棄物の焼却量(t) × 排出係数

CO_2 排出換算量 = N_2O 排出量 × 310(換算係数)

※他市から受け入れた一般廃棄物の処理量は除きます。

(し尿処理の場合)

CH_4 排出量 = 事務所に従事する職員数(人) × 排出係数

CO_2 排出換算量 = CH_4 排出量 × 21(換算係数)

N_2O 排出量 = 事務所に従事する職員数(人) × 排出係数

CO_2 排出換算量 = N_2O 排出量 × 310(換算係数)

※下水道未整備地区の国分寺駅北口事務所の浄化槽が対象になります。

参考：エネルギーの使用量と温室効果ガス排出量計算のための係数

エネルギー	単位	対象ガス	排出係数	排出単位	1単位あたりの排出量
電 気	kWh	CO_2	0.378(※)	kg/kWh	0.378 kg
液化石油ガス(LPG)	kg	CO_2	3.000	kg/kg	3.000 kg
都市ガス	m ³	CO_2	1.959	kg/m ³	1.959 kg
ガソリン (軽自動車)	km	CH_4	0.000011	kg/km	0.000011 kg
	km	N_2O	0.000022	kg/km	0.000022 kg

国分寺市地球温暖化防止行動計画で使用している“温室効果ガス排出量算定プログラム”より
(環境省作成の温室効果ガス算定ソフト)

(※)電気の二酸化炭素排出係数は火力発電所や原子力発電所などの稼働率によって変動します。上表の電気の排出係数0.378は第一次計画で使用した数値(平成16年における地球温暖化対策推進に関する法律施行令第3条に基づく全国係数)を固定して使用しています。

4 温室効果ガスの排出削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、以下のとおりです。

平成22年度(2010年度)の総排出量15,279.2t-CO₂を基準とし、年度ごとに1%ずつ削減をし、平成25年度までに合計2%(約305.6t-CO₂)以上の温室効果ガスを削減します。

【目標設定の考え方】

- ① 第一次計画で対象としていた施設を基本として、計画期間中に新設・廃止した施設、東京都へ移管された施設、対象から外れていた施設を整理しました。

追加： さわやかプラザもとまち、第二光町学童保育所、し尿中継槽施設、西元町ストックヤード、道路維持補修事務所(並木町資材置場)、国分寺駅北口事務所プレハブ会議室、(武蔵国分寺跡)資料館附属棟

除外： 東元町公会堂(廃止)、文化財保存館(廃止)、浄水場(東京都移管)、西国分寺駅周辺開発事務所(国分寺駅周辺整備課へ統合)

- ② 市の事務及び事業から排出された温室効果ガスのデータで最も古いものは平成16年度(2004年度)であり、国や東京都がそれぞれ基準にしている平成2年(1990年)や平成12年(2000年)のデータは持ち合わせていません。そこで最新データのうち、最も削減した平成22年度(※)を基準年度とします。

(※)平成23年度データは東日本大震災の影響による公共施設の臨時休館や夜間利用の中止、夏場の電力使用制限など特別の事由が発生したため、基準年度としては適切でないと判断しました。

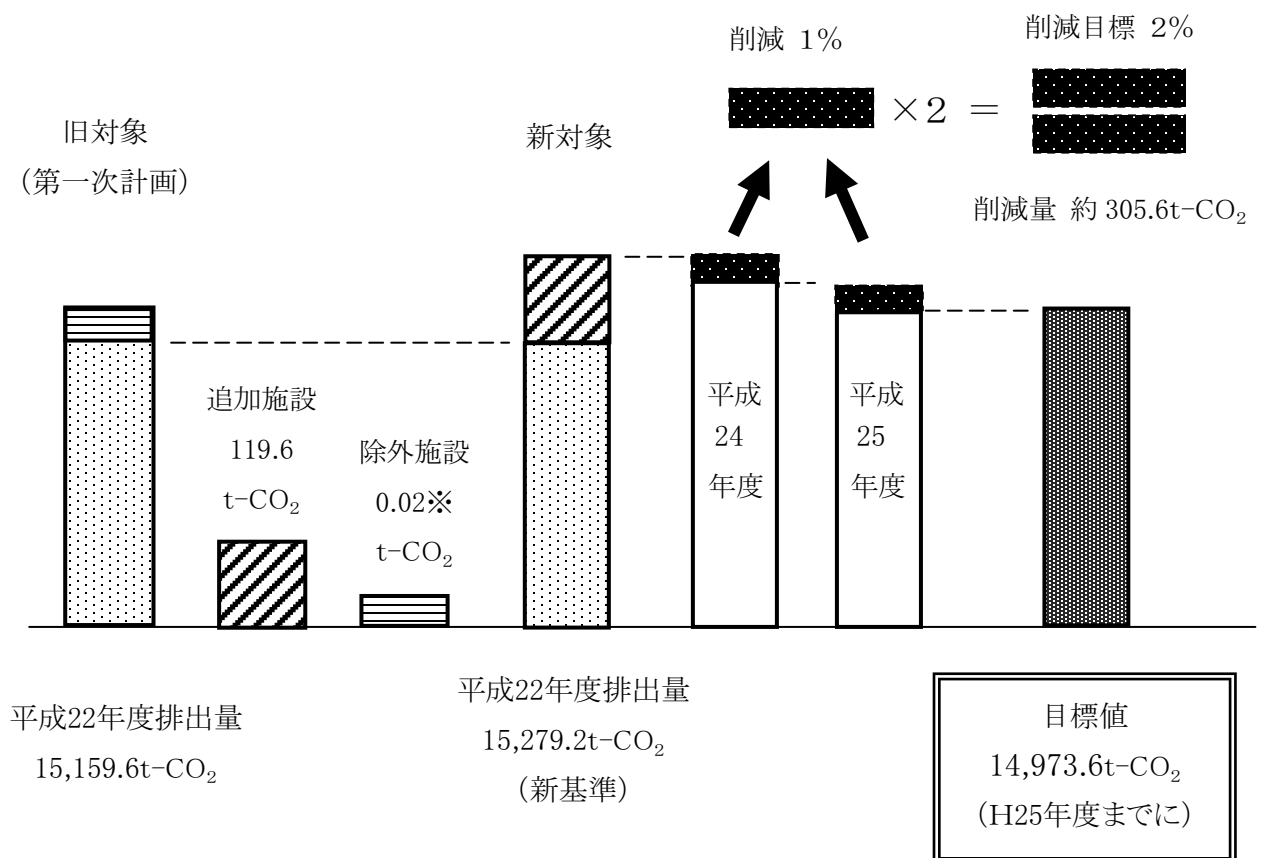
- ③ 平成22年度は、燃やせるごみの中の廃プラスチックの混入率(乾重量ベース)が平成21年度の24.2%から平成22年度は14.5%と大きく減少しました。しかし、今後も同様の傾向で削減することは困難と予想されます。そこで省エネ法で規定されているエネルギー消費原単位(※P9参照)で年1%以上の削減目標(目安)を参考と

して、2年間で2%の温室効果ガスの削減目標を設定しました。

(参考)一般廃棄物の処理に係る温室効果ガスを除き、電気・ガス等のエネルギー使用量を1%削減しても、温室効果ガスの削減率は0.4%にしかありません。

- ④ ①で整理した対象施設，②の基準年度から，平成22年度における温室効果ガス排出量15,279.2t-CO₂を算出し，この基準排出量に③の目標数値の削減率2%を乗じて，平成25年度までの2年間で約305.6t-CO₂以上を削減し，約14,973.6t-CO₂以下の総排出量とします。

第二次計画の目標設定(イメージ)



※数値が小さいため除外施設のみ小数第2位まで表示します。

下表は平成24年度・平成25年度の2年間で各施設一律2%の温室効果ガスを削減した場合の排出量を示したものです。保育園や学童保育所、小中学校など、施設形態によっては、エネルギー使用量の削減が困難な状況が予測されるため、目安とします。

■ 各施設の温室効果ガスの削減目標2年間(平成 24・25 年度)※目安
小規模施設を考慮して、ここでの単位はkg-CO₂を使用しています。

部	課	対象施設	施設内訳	平成22年度排出量 (kg-CO ₂)	2%削減 25年度までの2か年	目標排出量 (各施設)
総務部	総務課	市庁舎全体	第一庁舎	63,176.27	1,263.53	61,912.75
			第二・四・五庁舎(※1)	228,383.78	4,567.68	223,816.10
			第三庁舎	45,038.43	900.77	44,137.66
			第六庁舎	15,759.20	315.18	15,444.01
		市営住宅	市営住宅(※2)	5,727.53	114.55	5,612.98
	くらしの安全課	消防団詰所(7施設)	第一分団	2,206.43	44.13	2,162.30
			第二分団	2,466.06	49.32	2,416.73
			第三分団	378.92	7.58	371.34
			第四分団	366.18	7.32	358.86
			第五分団	1,573.67	31.47	1,542.19
			第六分団	1,740.82	34.82	1,706.00
			旧第二分団	55.19	1.10	54.08
市民生活部	市民課	北口サービスコーナー	北口サービスコーナー	3,344.92	66.90	3,278.02
	文化のまちづくり課	いずみホール	いずみホール	104,231.23	2,084.62	102,146.61
		Lホール	Lホール	22,969.17	459.38	22,509.79
	協働コミュニティ課	地域センター (6施設)	本町・南町地域センター	13,927.41	278.55	13,648.86
			北町地域センター	6,776.41	135.53	6,640.88
			北の原地域センター	8,895.32	177.91	8,717.41
			内藤地域センター	15,412.13	308.24	15,103.89
			もとまち地域センター	13,669.51	273.39	13,396.12
			西町地域センター	34,667.01	693.34	33,973.67
		多喜窪公会堂	多喜窪公会堂	1,736.34	34.73	1,701.61
福祉保健部	福祉計画課	いずみプラザ	いずみプラザ	188,780.88	3,775.62	185,005.26
		さわやかプラザもとまち	さわやかプラザもとまち	53,947.39	1,078.95	52,868.45
	生活福祉課	福祉センター	福祉センター	116,034.41	2,320.69	113,713.73
	障害者相談室	障害者センター	障害者センター	189,905.01	3,798.10	186,106.91
	健康推進課	いきいきセンター	いきいきセンター	8,335.73	166.71	8,169.01
	高齢者相談室	高齢者生きがいセンター	高齢者生きがいセンター	3,230.15	64.60	3,165.55

(※1)市庁舎第二・四・五庁舎は受変電設備が1つのため、区分することができません。

(※2)市営住宅は主に共用廊下や集会場が対象になります。

部	課	対象施設	施設内訳	平成22年度排出量 (kg-CO ₂)	2%削減 25年度までの2か年	目標排出量 (各施設)
子ども福祉部	保育課	保育園（7園）	こくぶんじ保育園	23,703.55	474.07	23,229.48
			しんまち保育園	19,055.64	381.11	18,674.53
			ひかり保育園	18,998.03	379.96	18,618.07
			ほんだ保育園	23,992.89	479.86	23,513.03
			もとまち保育園	16,606.64	332.13	16,274.51
			日吉保育園	13,690.88	273.82	13,417.06
			恋ヶ窪保育園	36,449.79	729.00	35,720.80
	子育て支援課	学童保育所 （7施設） ※本多学童保育所は本多児童館で、泉学童保育所はいずみ児童館で集計	戸倉学童保育所	1,241.62	24.83	1,216.79
			西町学童保育所	171.44	3.43	168.01
			西恋ヶ窪学童保育所	2,646.43	52.93	2,593.50
			東元町学童保育所	2,398.68	47.97	2,350.71
			日吉町学童保育所	3,480.30	69.61	3,410.69
			東恋ヶ窪学童保育所	733.45	14.67	718.78
			光町第二学童保育所	5,766.20	115.32	5,650.88
		児童館（4館） ※西町児童館は西町地域センターで集計	いずみ児童館	16,214.23	324.28	15,889.94
			しんまち児童館	24,023.88	480.48	23,543.40
			もとまち児童館	21,392.45	427.85	20,964.60
			本多児童館	9,969.35	199.39	9,769.96
	子育て相談室	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター	19,519.09	390.38	19,128.71
		こどもの発達センターつくしんぼ	こどもの発達センターつくしんぼ	9,341.27	186.83	9,154.44
環境部	ごみ対策課	清掃センター	清掃センター	1,627,573.20	32,551.46	1,595,021.74
			焼却・埋立	9,290,837.78	185,816.76	9,105,021.02
		し尿中継槽施設	し尿中継槽施設	12,738.69	254.77	12,483.91
		西元町ストックヤード	西元町ストックヤード	7,983.74	159.67	7,824.06
都市開発部	国分寺駅周辺整備課	国分寺駅周辺開発事務所	国分寺駅周辺開発事務所	179,822.30	3,596.45	176,225.85
		国分寺駅プレハブ会議室	国分寺駅プレハブ会議室	38,474.25	769.49	37,704.77
都市建設部	道路管理課	道路維持補修事務所	道路維持補修事務所	267.81	5.36	262.46

部	課	対象施設	施設内訳	平成22年度排出量 (kg-CO ₂)	2％削減 25年度までの2か年	目標排出量 (各施設)
教育委員会	庶務課	小学校（10校）	第一小学校	97,992.72	1,959.85	96,032.87
			第二小学校	119,909.23	2,398.18	117,511.04
			第三小学校	107,993.92	2,159.88	105,834.04
			第四小学校	270,905.77	5,418.12	265,487.65
			第五小学校	94,412.68	1,888.25	92,524.43
			第六小学校	92,897.12	1,857.94	91,039.18
			第七小学校	85,806.73	1,716.13	84,090.59
			第八小学校	78,314.71	1,566.29	76,748.42
			第九小学校	71,652.03	1,433.04	70,218.99
			第十小学校	90,045.18	1,800.90	88,244.27
		中学校（5校）	第一中学校	77,268.58	1,545.37	75,723.20
			第二中学校	69,878.93	1,397.58	68,481.35
			第三中学校	84,188.05	1,683.76	82,504.29
			第四中学校	73,063.66	1,461.27	71,602.39
			第五中学校	96,874.65	1,937.49	94,937.16
	社会教育・ スポーツ振興課	ひかりプラザ	ひかりプラザ	314,492.76	6,289.86	308,202.91
		市民スポーツセンター	市民スポーツセンター	168,579.79	3,371.60	165,208.19
		市民テニスコート・ 戸倉野球場	第一テニスコート戸倉野球場	2,206.01	44.12	2,161.89
			第二テニスコート	4,300.81	86.02	4,214.80
		市民室内プール	市民室内プール	185,951.33	3,719.03	182,232.30
		本多武道館	本多武道館	2,993.61	59.87	2,933.74
	ふるさと文化財課	民俗資料室	民俗資料室	2,175.80	43.52	2,132.29
		資料館付属棟	資料館付属棟	485.35	9.71	475.64
		執務室（資料館を含む）	執務室（資料館を含む）	18,719.32	374.39	18,344.93
		遺跡調査会（武蔵事務所）	遺跡調査会（武蔵事務所）	7,866.18	157.32	7,708.86
	公民館・図書館	本多公民館・図書館	本多公民館・図書館	190,112.02	3,802.24	186,309.78
		恋ヶ窪公民館・図書館	恋ヶ窪公民館・図書館	52,753.39	1,055.07	51,698.33
		光公民館・図書館	光公民館・図書館	86,559.20	1,731.18	84,828.02
		もとまち公民館・図書館	もとまち公民館・図書館	43,112.15	862.24	42,249.91
		並木公民館・図書館	並木公民館・図書館	104,768.56	2,095.37	102,673.19
全車両		全車両	車両96台	3,101.59	62.03	3,039.56
総排出量		総計		15,279,210.85	305,584.22	14,973,626.63

5 温室効果ガスの排出削減のための取組

温室効果ガスを削減するために、以下の事項について取り組みます。

なお、ここでは「省エネルギー・省資源の取組」と「その他の取組」に分けて記載します。

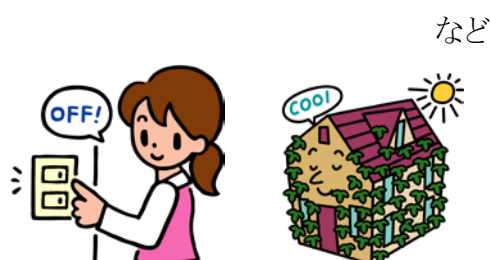
5-1 省エネルギー・省資源の取組

<省エネルギー等の推進>

【取組1】 電気の使用量削減

(取組事例)

- ・ 照明機器, 空調機器, パソコンやコピー機などのOA 機器は省エネ基準の高い製品を購入する。
- ・ 執務室の室内温度は, 夏季28℃以上, 冬季は19℃以下となるよう空調温度等を調整する。
- ・ 夏季はクールビズによる軽装を, また冬季はウォームビズによる重ね着するなど工夫して, 冷暖房の使用を控える。
- ・ グリーンカーテンやブラインドなどを利用して, 室内温度や室内照明を調整する。
- ・ エレベーターのある施設は, 市民の方以外エレベーターの使用を控える(荷物の搬出入を除く)。
- ・ 会議室や給湯室, トイレの照明は, 使用以外消灯する。
- ・ 始業前, 昼休み(市民対応窓口などを除く)は消灯を徹底する。やむを得ず時間外勤務する場合は, 自席及びその付近のみ照明を点灯する。
- ・ 会議や出張などで離席する場合, パソコンはシャットダウンまたはスリープモードに設定して, 節電を図る。
- ・ 各職場の最終退出者は, パソコンやコピー機などの OA 機器の電源の消し忘れがないか見回ったうえで退庁する。
- ・ ノー残業を徹底し, 定刻時間を過ぎたら, 速やかに退庁する。



【取組2】 ガスの使用量削減

(取組事例)

- ・ ボイラーは適正に運転管理をし、省エネタイプのボイラー変換を進める。
- ・ ガス空調機を使用する場合は、夏季28℃以上、冬季は19℃以下となるよう室内温度を調整する。夏季の場合はグリーンカーテンなどを利用して直射日光を遮る。
- ・ 沸かしたお湯は保温性の高いポットに入れてガスの使用の機会を減らす。

など

【取組3】 水道水の使用量削減

(取組事例)

- ・ 手洗いなどの際は、節水を意識して水の出しっ放しがないように注意する。
- ・ 植木の水やりには雨水を溜めて利用する。
- ・ トイレを改修する際は、自動水栓、感知式の洗浄弁など節水型の機器を導入する。
- ・ 持参した弁当箱などは自宅に持ち帰って洗う。

など



【取組4】 庁用車の購入・使用機会の削減など

(取組事例)

【購入】

- ・ 庁用車は、低燃費で低排出ガス車認定制度基準に適合したものを購入する。
- ・ 自動車のタイヤは転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤを購入する。

など

【使用機会の削減など】

- ・ 近距離の場合は、徒歩や自転車を利用して、庁用車の使用を控える。
- ・ 出先事務所から本庁舎へ移動する際、事務連絡などは職場ごとでまとめて効率的

に処理する。

- ・ 水曜日のノーカーデーを徹底して推進する。
- ・ アイドリング, 急発進, 急加速, 空ぶかしをしない。
- ・ 相乗りを励行する。
- ・ 走行ルート of 合理化を図り, ガソリンの使用を抑える。
- ・ タイヤの空気圧を定期的に点検するなど, 車両整備を推進し, ガソリン等の使用を削減する。

など



【取組5】 石油等の使用削減

(取組事例)

- ・ 冷暖房用の灯油, 重油等の使用量の抑制に努める。

など

【取組6】 施設の省エネルギー設備の導入を図る

(取組事例)

- ・ 省エネルギー型の照明機器や, 空調機器の温度設定など自動制御設備の導入を検討し, 省エネルギーの推進を図る。
- ・ 特に蛍光灯は省電力型で, Hfインバーター式の器具やLEDのものを購入する。
- ・ 断熱性の高い複層ガラスや熱反射ガラスなどの導入を図る。
- ・ 夜間電力の活用が可能な場合は, 深夜電力利用機器の導入を図る。
- ・ 受配電設備は, より電力損失の少ない高効率変圧器の導入を図る。
- ・ 受配電設備や空調設備などの運転マニュアル(運転管理, 計測・記録, 保守点検)を定めた管理標準を定め, 運用する。

など



【取組7】 再生可能エネルギー機器の導入を図る

(取組事例)

- ・ 公共施設を新設する場合は、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入を図る。
- ・ 公共施設を改修する場合は、再生可能エネルギーの活用を検討する。

など



<省資源の推進>

【取組8】 グリーン購入(※)の推進 (環境負荷の少ない製品やサービスの購入・使用)

(取組事例)

- ・ グリーン購入法適合品マークの表示された事務用品、消耗品等を購入する。
- ・ 印刷物はできるだけ古紙配合率の高い製品を選択し、植物性インキを使用する。
- ・ 文具・事務用品は再生プラスチックなどの再生材を使用しているものを購入する。
- ・ テープ類はテープ基材や巻芯に古紙が含まれているものを購入する。

など

(※) グリーン購入とは、物品の調達、印刷物等を購入する際は、国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき、その必要性を十分に考慮し、できる限り環境負荷の少ないものを優先的に購入すること。

【取組9】 コピー用紙の使用量の削減

(取組事例)

- ・ パソコンのデータを印刷する際は、事前に印刷プレビューで内容等を確認したうえで印刷し、印刷ミスを防止する。
- ・ 国や都などから送付される資料を複写する場合は、必要最低限の情報のみコピーして、無駄に紙を使用しないよう配慮する。
- ・ コピー機を使用する場合は、コピー機に汚れはないか、コピーの向きや用紙サイズに間違いがないか、また印刷部数を確認したうえでコピーする。
- ・ 会議資料は必要部数のみ作成し、余剰部数をなくす。手間を惜しまず、足りなくなったら資料を追加で作成する。
- ・ 庁内イントラメールを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。両面コピーを徹底する。
- ・ 印刷ミスをした用紙の裏面が使用できる場合は、コピーなどに再利用する。

など



【取組10】 省資源 ・ リサイクルの推進

(取組事例)

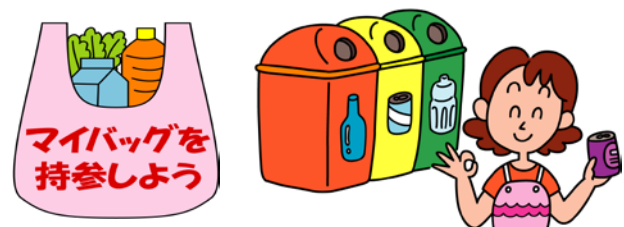
- ・ 消耗部品の詰め替えや修理によって、長期間使用することで廃棄物を削減する。
- ・ 不要な事務用品等があった場合、庁内イントラネットなどを活用して、他部署に譲渡するなど、廃棄物を発生しないよう取り組む。
- ・ 廃棄物と資源ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進する。
- ・ 使用済みの封筒は、庁内の交換便袋として利用する。
- ・ 飲料水のペットボトルやお弁当など、業務以外で発生したごみは購入先に返却するか、自宅に持ち帰る。

- ・ マイ箸やマイボトルを持参し、ごみを排出しない。
- ・ 廃棄文書のうち、裏面を使用できる紙は、メモ用紙などに再利用する(個人情報のものを除く)。また使用可能なクリップ類は再利用する。
- ・ フラットファイルなどは、ラベルを張り替えて再利用する。
- ・ 3R講座(※)やごみの分別説明会などを通して、市民の方へのごみの減量及びごみ分別の徹底を図る。
- ・ 壊れたり、不要になった陶磁器(カップやお皿など)は、燃やせないごみに出さず、施設ごとに集めて清掃センターでの回収に協力し、再資源化を図る。

など

(※) 3R講座とは…3Rはリデュース(Reduce:減量する)・リユース(Reuse:再使用する)・リサイクル(Recycle:再資源化)の英語の頭文字の3つをとった略語のことです。

この講座は、市民を対象に市のごみの現状、リサイクルの現状と処理について理解し、市民と行政の役割分担を明確にして、地域のごみ問題を解決するボランティアリーダーを育成することを目的に実施しています。



5-2 その他の取組(啓発活動等)

<環境学習・研修等>

【取組11】 環境学習・研修, 情報提供による啓発

(取組事例)

- ・ 地球温暖化や環境問題, 省エネ・省資源などに関する学習会や研修を開催し, 職員の環境配慮に関する意識向上を図る。
- ・ 新任研修のプログラムに環境に関する研修を設定し, 環境への意識向上を図る。
- ・ 外部講師を迎えた環境研修会を開催するなど, 環境問題を考える, 環境配慮の行動を促す機会を設定する。
- ・ 庁内イントラネットの掲示板などを活用し, 国や東京都などの環境学習会や講演会を案内するなど, 積極的に情報提供を行う。
- ・ 毎月1回, 公共施設や庁内イントラネットを活用して, 地球温暖化に関するポスターを掲載し, 意識啓発を行う。
- ・ 6月の環境月間, 12月の地球温暖化防止月間においては, 庁内放送などを活用して, 意識啓発を行う。
- ・ 省エネ・省資源に関する職員のアイデアなどを募集し, 今後の参考とする。
- ・ 市報やホームページを通して, 市民や事業者への啓発に努める。
- ・ 環境シンポジウムの開催や, 自治会など地域の環境学習会に環境アドバイザーを派遣し, 環境問題を考える機会を設ける。

など



6 計画の推進

6-1 推進体制

市の各所管課を計画の実施組織として位置づけ、施設管理者と連携して、計画の進行管理を行うことを基本とします。なお事務局は環境計画課とします。

6-2 点検・評価の体制

点検・評価の体制

四半期ごとに、事務局(環境計画課)から各施設の所管課へ調査票を送付し、電気・ガス等のエネルギー使用量を集計するとともに、各施設における省エネなどの取組状況を把握します。また必要に応じて、施設管理者と意見交換の場を設定し、省エネに係る具体的な取組などを協議します。

効果的な取組があれば、庁内イントラネットなどを活用し、情報提供します。

エネルギー使用量の集計結果や温室効果ガスの排出状況については、省エネ法で定めるエネルギー企画推進者及びエネルギー管理統括者に報告し、取組の改善などを図ります。

その他、市の附属機関である環境審議会において総合的な点検・評価を受けながら、取組などに対する助言があれば、今後の取組に役立てていきます。

6-3 取組の公表

地球温暖化対策に関する市の取組については、市報やホームページ、毎年度発行している『環境報告書』などを通して市民等へ公表し、情報提供を行います。

6-4 今後の取組

現在一部の施設を除き、空調設備や照明設備などの保守点検・運転マニュアルを定めた管理標準がないことから、今後、管理標準を定め、各施設における保守点検、エネルギー効率の向上など、効果的な省エネの推進を図っていきます。

【参考資料編】

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成十年十月九日）

（法律第百十七号）

（平一四法六一・平一七法六一・平一八法五七・一部改正）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（平一七法六一・追加）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進，都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項
- 4 都道府県及び指定都市等は，地球温暖化対策の推進を図るため，都市計画，農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について，当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。
- 5 指定都市等は，その地方公共団体実行計画の策定に当たっては，都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は，地方公共団体実行計画を策定しようとするときは，あらかじめ，住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は，地方公共団体実行計画を策定しようとするときは，あらかじめ，関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県及び市町村は，地方公共団体実行計画を策定したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は，地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は，毎年一回，地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は，地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは，関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し，必要な資料の送付その他の協力を求め，又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか，地方公共団体実行計画について必要な事項は，環境省令で定める

- 以下は、地球温暖化対策の推進に関する法律と、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の比較

関係法の比較(概略)

名 称	地球温暖化対策の推進に関する法律	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)
所 管	環境省	経済産業省
目 的	温室効果ガスの排出抑制等 による地球温暖化対策の推進	エネルギーの使用の合理化に よる燃料資源の有効利用
対 象	国・地方公共団体・事業所・国民	年間で原油換算1,500kL以上 エネルギーを使用する事業者 ※本市では市長部局と教育委員会がそれ ぞれ対象になります
規制対象	温室効果ガス6種類 (二酸化炭素, メタン, 一酸化二窒素, ハイドロフルオロカーボン, パーフル オロカーボン, 六フッ化硫黄)	熱及び電気の使用量
主な業務	計画策定(市の事務事業) ※市全域の区域施策編の計画は、特例 市以上の規模の自治体のみ策定の 義務を負う	毎年度エネルギー消費原単位1%以上 の削減(努力義務)
報告等	温室効果ガス排出量の報告 ※省エネ法の定期報告書の報告の提出 の際に報告	毎年度、定期報告書及び中長期計画書 を提出
義務未達成		未達成の場合、罰則規定はなし ただし立入調査等あり
推進体制		エネルギー管理統括者、エネルギー管理 企画推進者の設置義務

■ 二酸化炭素(CO₂)排出係数

二酸化炭素(CO₂)排出係数とは、電気やガスなどのエネルギー等を使用する際に、どれだけCO₂を発生しているかを示す数値です。

第二次計画では第一次計画とのエネルギー使用量の変化を把握するため、第一次計画で使用していた平成18年度のデータの排出係数を固定して使用します。

(平成18年データ)

活動量項目		固有単位	CO ₂ 排出係数	単位
燃料 使用 量	ガソリン	L	2.322	kg-CO ₂ /L
	灯油	L	2.489	kg-CO ₂ /L
	軽油	L	2.619	kg-CO ₂ /L
	A重油	L	2.710	kg-CO ₂ /L
	液化石油ガス(LPG)	kg	3.000	kg-CO ₂ /L
	液化天然ガス(LNG)	kg	2.698	kg-CO ₂ /m ³
	都市ガス	m ³	1.959	kg-CO ₂ /m ³
電気使用量(一般電気事業者)		kwh	0.378	kg-CO ₂ /kwh

(平成22年データ)参考

活動量項目		固有単位	CO ₂ 排出係数	単位
燃料 使用 量	ガソリン	L	2.322	kg-CO ₂ /L
	灯油	L	2.489	kg-CO ₂ /L
	軽油	L	2.585	kg-CO ₂ /L
	A重油	L	2.710	kg-CO ₂ /L
	液化石油ガス(LPG)	kg	2.999	kg-CO ₂ /L
	液化天然ガス(LNG)	kg	2.703	kg-CO ₂ /m ³
	都市ガス	m ³	2.234	kg-CO ₂ /m ³
電気使用量(一般電気事業者)		kwh	0.384	kg-CO ₂ /kwh

※表の網掛部分は平成18年データと平成22年度データでの変更箇所を示します。

(平成18年データ)

活動量項目			固有単位	排出係数1	単位	排出係数2	単位
自動車の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	km	0.000011	kg-CH ₄ /km	0.000030	kg-N ₂ O/km
		軽乗用車	km	0.000011	kg-CH ₄ /km	0.000022	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	km	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000039	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	km	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000027	kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	km	0.000011	kg-CH ₄ /km	0.000023	kg-N ₂ O/km
		特殊用途車	km	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000038	kg-N ₂ O/km
		バス	km	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000044	kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車	km	0.000002	kg-CH ₄ /km	0.000007	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	km	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	km	0.0000081	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km
		特殊用途車	km	0.000013	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km
		バス	km	0.000017	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km

(平成22年データ) 参考

活動量項目			固有単位	排出係数1	単位	排出係数2	単位
自動車の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	km	0.00001	kg-CH ₄ /km	0.000029	kg-N ₂ O/km
		軽乗用車	km	0.00001	kg-CH ₄ /km	0.000022	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	km	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000039	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	km	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000026	kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	km	0.000011	kg-CH ₄ /km	0.000022	kg-N ₂ O/km
		特殊用途車	km	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000035	kg-N ₂ O/km
		バス	km	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000041	kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車	km	0.000002	kg-CH ₄ /km	0.000007	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	km	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000014	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	km	0.0000076	kg-CH ₄ /km	0.000009	kg-N ₂ O/km
		特殊用途車	km	0.000013	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km
		バス	km	0.000017	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km

※表の網掛部分は平成18年データと平成22年度データでの変更箇所を示します。

■二酸化炭素(CO₂)の排出量の重さは？

人間1人が呼吸により排出する二酸化炭素は年間約320kgになります。

(参考:林野庁 HP)

二酸化炭素(CO₂)の排出量が1kgといっても、気体の量なので、あまりイメージがわかりません。

しかし、風船のようなものに二酸化炭素を閉じ込めたとしたら、少しでも重さを想像できるかもしれません。

また固体の二酸化炭素であるドライアイスを思い浮かべたら、重さを身近に感じるのではないのでしょうか。

(参考:長野市地球温暖化防止活動推進センターHP)

■ 電気1kwh当たりの二酸化炭素排出量は0.378kg

■ 都市ガス1m³当たりの二酸化炭素排出量は1.959kg

■ 液化石油ガス(LPG) 1kg当たりの二酸化炭素排出量は3.000kg

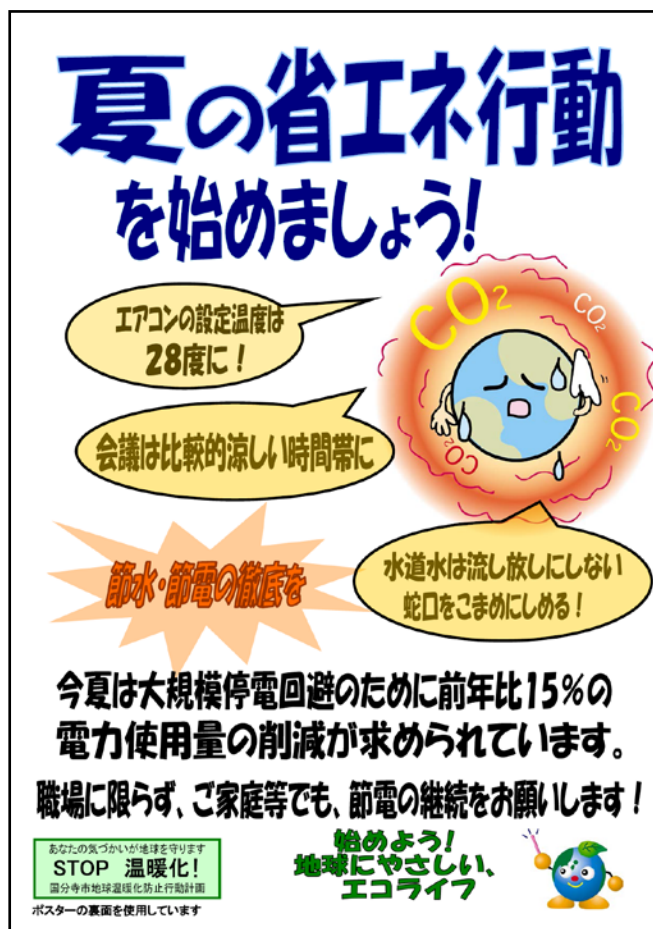
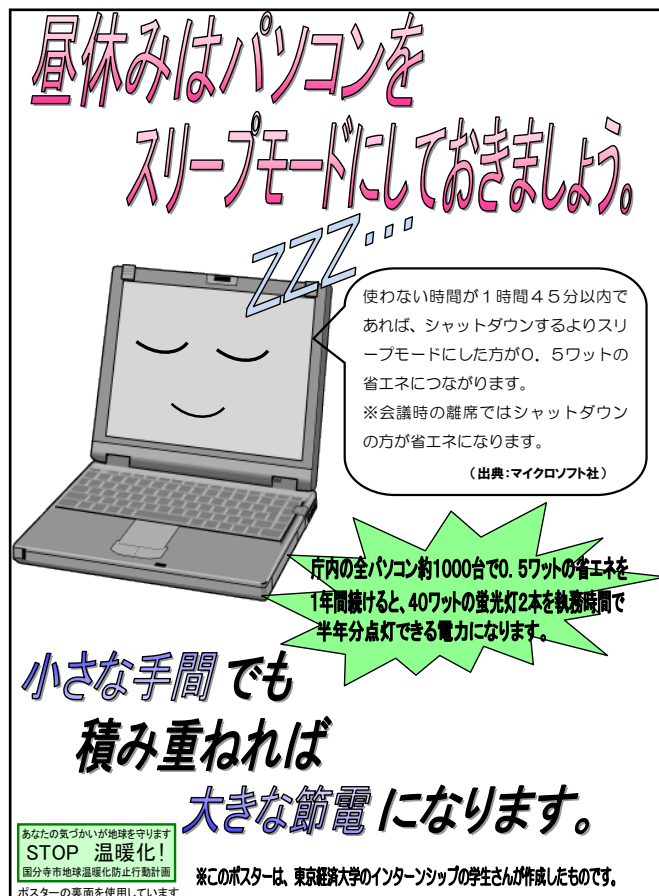
■ ガソリン1L 当たりの二酸化炭素排出量は2.322kg

ただし、自動車の走行による二酸化炭素排出量は、ガソリンの使用量(L)ではなく、走行距離(km)から算出します。

(例) 普通乗用車:

(走行距離(km)／平均燃費(km/L)) × 2.322(二酸化炭素排出係数)

※ 二酸化炭素排出量係数は H18年度データを使用しています。



第一次計画では、職員に対する意識啓発として、毎月、市庁舎などの公共施設や庁内イントラネットに地球温暖化に関するポスターを掲載しています。

本計画でも引き続き、職員向けのポスター掲示を行うなど啓発活動を行っていきます。



第二次 国分寺市地球温暖化防止行動計画

平成 24 年 4 月

発行：国分寺市 編集：環境部環境計画課

〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪 4-9-8

Tel. 042-325-0111 (内線 356)

042-328-2192 (直通)

Fax 042-326-4410

E-mail : kankyoukeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp